平成２８年（フ）第８６号
大分市大字豊饒214番地の１（Ｌａ・Ｆｏｎｔｅ402）
債務者　川野　雅弥
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６１号
宮崎県東諸県郡国富町大字木脇1062番地４、前住所宮崎市池内町陀羅迫912番地１　市営住宅152棟４号
債務者　木嶋　慶次
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８１号
宮崎市中村東３丁目３番15号　プチメゾン大淀205号、前住所宮崎市大塚町権現昔773番地
債務者　山名　祐也
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８３号
宮崎県西都市大字三宅4611番地３、前住所宮崎県西都市大字右松717番地８　サザンポート西都202
債務者　松浦みどり
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８号
宮崎県都城市姫城町14街区18号　ガーデンヒルズ姫城302
債務者　柳田　大輔
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２５号
宮崎県日向市高砂町７番地１　コーポ高砂101号、前住所宮崎県日向市原町１丁目１番13号　浜崎ビル305号
債務者　橋本　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３５号
宮崎県日向市大字塩見1309番地　市営新財市住宅12棟５号
債務者　千振　幸男
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３６号
宮崎県日向市美々津町2297番地１　市営美々津駅前住宅１棟４号
債務者　黒木しおり
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３７号
宮崎県日向市大字幸脇89番地
債務者　小野　裕二
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１４７号
神奈川県海老名市大谷南４丁目８番18号、申立て時の住所福島県郡山市桑野１丁目23番28号　ネオハイツ桑野801号
債務者　松崎　貴子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
兵庫県宍粟市山崎町鹿沢210番地９、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町鹿沢212番地６
債務者　飛石　英之
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２０６号
北九州市門司区大里原町４番16号
債務者　兼貞　孝子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９号
愛媛県喜多郡内子町内子1882番地
債務者　西川　　忍
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第１０２号
沖縄県那覇市繁多川４丁目10番25号
債務者　上地　広枝
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１８１６号
愛知県北名古屋市鹿田331番地
債務者　星野栄順こと　李　　栄順
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０３号
愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地　アメニティ大治五番館105号
債務者　余田友子こと　朴　　友子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９３号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番２－404号
債務者　川上　義直
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部